



2022年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社M i s u m i
代表者名 代表取締役社長 平田 慶介
(コード番号 7441 福証)
問合せ先 サポート本部長 今林 俊人
(T E L 099-260-2213)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会の招集に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の運営に係る変更

株主総会及び取締役会の運営について、経営体制に応じて柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条に定める株主総会の招集権者及び議長に関する規定と、現行定款第28条に定める取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(1) 株主総会の招集に係る変更

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

